

薬生監麻発 0617 第 4 号
令和 2 年 6 月 17 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長
（ 公 印 省 略 ）

都道府県知事の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者の
製造量等の年間報告について

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第 191 号）が本年 1 月 17 日に施行され、新たに 1 物質が向精神薬として指定されました。

それに伴い、平成 3 年 1 月 7 日付け薬麻第 4 号「都道府県知事の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者の製造量等の年間報告について」別記様式を別添のとおり改訂しましたので、貴管下関係者への周知をお願いします。

なお、別添のとおり、各地方厚生（支）局麻薬取締部長宛に別途通知していることを申し添えます。

年都道府県知事の登録に係る向精神薬試験研究施設
における向精神薬の製造量等の報告書

年 月 日

都道府県名：_____ (No. 1)

整理番号	向精神薬名	製造量	輸入量	輸出量
1-1	フェネチリン			
1-2	メクロカロン			
1-3	メタカロン			
1-4	メチルフェニデート			
1-5	モダフィニル			
1-6	フェンメトラジン			
1-7	セコバルビタール			
1-8	ジペプロール			
2-1	アモバルビタール			
2-2	ブプレノルフィン			
2-3	ブタルビタール			
2-4	カチン			
2-5	シクロバルビタール			
2-6	フルニトラゼパム			
2-7	グルテチミド			
2-8	ペンタゾシン			
2-9	ペントバルビタール			
3-1	アロバルビタール			
3-2	アルプラゾラム			
3-3	アンフェプラモン			
3-4	アミノレクス			
3-5	バルビタール			
3-6	ベンツフェタミン			
3-7	ブロマゼパム			
3-8	ブロチゾラム			
3-9	ブトバルビタール			
3-10	カマゼパム			
3-11	クロルジアゼポキシド			
3-12	クロバザム			
3-13	クロナゼパム			
3-14	クロラゼブ酸			
3-15	クロチアゼパム			
3-16	クロキサゾラム			
3-17	デロラゼパム			
3-18	ジアゼパム			
3-19	エスタゾラム			
3-20	エスクロルビノール			
3-21	エチナメート			
3-22	ロフラゼブ酸エチル			
3-23	エチランフェタミン			
3-24	エチゾラム			
3-25	フェンカンファミン			
3-26	フェンプロボレクス			

年都道府県知事の登録に係る向精神薬試験研究施設
における向精神薬の製造量等の報告書

年 月 日

(No. 2)

整理番号	向精神薬名	製造量	輸入量	輸出量
3-27	フルジアゼパム			
3-28	フルラゼパム			
3-29	ハラゼパム			
3-30	ハロキサゾラム			
3-31	ケタゾラム			
3-32	レフェタミン			
3-33	ロプラゾラム			
3-34	ロラゼパム			
3-35	ロルメタゼパム			
3-36	マジンドール			
3-37	メダゼパム			
3-38	メフェノレクス			
3-39	メプロバメート			
3-40	メソカルブ			
3-41	メチルフェノバルビタール			
3-42	メチプリロン			
3-43	ミダゾラム			
3-44	ニメタゼパム			
3-45	ニトラゼパム			
3-46	ノルダゼパム			
3-47	オキサゼパム			
3-48	オキサゾラム			
3-49	ヘモリン			
3-50	フェナゼパム			
3-51	フェンジメトラジン			
3-52	フェノバルビタール			
3-53	フェンテルミン			
3-54	ヒナゼパム			
3-55	ヒプラドロール			
3-56	プラゼパム			
3-57	プロピルヘキセドリン			
3-58	ピロバレロン			
3-59	クアゼパム			
3-60	レミマゾラム			
3-61	セクブタバルビタール			
3-62	テマゼパム			
3-63	テトラゼパム			
3-64	トリアゾラム			
3-65	ビニルビタール			
3-66	ゾルピデム			
3-67	ゾピクロン			

